

2013.11.10 発行
発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

改正法施行後の税務調査体系の変化くっきり

第49回公開講座開かる 濃密な諸報告

第49回公開講座は、10月2日(金)御茶ノ水の全労連会館に91名の参加者のもとで開催されました。改正国税通則法問題を一貫して研究してきたセンターとして、本年のしめくくり的講座、法改正による税務調査体系の変化を、3名の報告者が綿密な資料に基づいて報告しました。



税理士がもっともっと行政にもの申していくしかなければならない」と述べました。また、センターが出版した「差押え・実践／滞納処分の対処法」が日本自費出版文化賞に輝いたことを報告。編集・出版に携わった各位、購読してくれた皆さんに感謝を述べました。

● 調査と行政指導を区分

報告の一番手は岡田俊明理事（写真・右下）。「税務調査体系の再編成と納税者の対応—調査と行政指導の区分」と題して、改正国税通則法の施行によって、税務調査の件数がこれまでより減少することが確実とみられることから、税務当局は、さまざまな手法を凝らして接触率の確保に取り組もう



としている。その例が、調査か行政指導かあいまいなまま、この夏以降「お尋ね」文書を乱発し



ている。調査手続法が施行された以上、この区分を明確にすることが必要と述べました。(熱心に耳を傾ける参加者。写真・上)

◆ 改正法を納税者のプラスに

第二番手の報告者はセンターの副理事長でもある本川國雄氏。(写真・右下)

本川氏は、改正国税通則法が施行されてからの税務調査の実態を詳しく報告。事前通知を飛ばしたり、11項目にわたる通知事項に漏れがあったり、税務の現場はかなり混乱している。又、準備のための時間や、調査過程での報告書の作成、審理担当官の度重なるチェック、たびたびの決裁等で相当の時間を要し、どうしても実地調査件数が前年に比し減少せざるを得ないこと。それらから総合的に判断しても、改正国税通則法に定められた調査手続を厳正に守らせる納税者側のチェックがあれば、納税者の権利・利益保護に大きくプラスになると述べました。



また、平成25事務年度の国税庁の事務運営の特徴についても「事務運営にあたり特に留意すべき事項」(開示文書)等を用いて詳細に報告しました。

● 納税者、税理士の踏ん張り如何の「推認事案」

最後の報告者は小田川豊作副理事長（写真・下）。小田川氏は、改正通則法の施行に伴って、全ての実地調査について「調査結果の説明」をし、これに基づいて修正又は更正決定することになった。更正処分には全て「理由附記」が義務付けられた。そこで問題になるのが、これまで往々にして、調査担当者の恣意的判断が入り込むことの多かった、いわゆる家事関連費の按分等の事案について、



税務当局は「推認事案」と称し、この処理のための調査手法を作成して指示している。とにかく証拠物件の確

保、本人から「聴取書」を取ること等を強く支持し、結論は「無理をしないこと」とも言っている。ここは、納税者、代理人の踏ん張りが利く改正法の利点だ、と各種法律、通達をもとに詳しく報告しました。公開講座は参加者からの意見質問を受け、濃密な時間で終了しました。（質問に立つ参加者。写真・上）

消費税増税に反対する声明を発表 ホームページで公開

センターでは安倍内閣が世論の圧倒的な反対の声に背を向けて、来年の4月から消費税を5%から8%に引き上げると発表したことを受け、これに反対する声明を発表した。

この声明文は10月半ばにホームページ上に掲載しています。

消費税増税に反対する

2013年10月1日 東京税財政研究センター
理事長 永沢 晃

安倍首相・自公政権は10月1日、2014年4月1日から消費税率を5%から8%に増税することを決定した。

昨年8月、民主・自民・公明の3党合意で消費税増税法案が成立して以来、国民・中小企業者の多くが増税に反対してきたが、安倍首相はこうした声をことごとく無視して増税に踏み切った。

消費税増税は財界・大企業の要望を実現するためのものであり、増税決定に私たちは強く反対の意思を表明する。

消費税は、1978年大平自民党政権が一般消費税として提案して以来、国民の反対にあい幾度となく廃案となってきたが、1989年4月、竹下自民党政権で導入され25年を経過した。

この間、私たちは税制・税務行政に携る者として、消費税が「税制の基本原則である応能負担原則に反する税制、弱者ほど負担率が強まる逆進性の高い税制、力の弱い企業には転嫁が困難な税制、滞納が累増し滞納処分強化による倒産が危惧される税制、中小企業者にとって記帳・保存義務など負担が重い税制、大企業・輸出事業者にとって多額の還付金をもたらす優遇税制」等々、国民には稀代の悪税であることを訴え廃止を求めてきた。

安倍首相は消費税増税を決定した根拠に「デフレ不況の克服、経財指標が上向き」等を挙げているが、利益が増大し回復しているのはほんの一握りの大手大企業であり、勤労者の収入・所得は1997年以来減少したままである。

景気回復には勤労者の賃上げこそ最重要課題であるにもかかわらず、日本経済団体連合会・大手大企業はこの間、大儲け分は内部留保として蓄積し、賃上げに回さなかった。これでは到底、景気は回復しない。

1997年、消費税が3%から5%に増税された時も、そして今回も、増税の目的は「社会保障費」関係に使用することが謳われたが、引き上げによる增收額8兆円のうち実質5兆円を主として大企業向けの経営支援対策に振り向けるとしている。

今日の状況をみると、医療費の高齢者窓口負担の増加、年金の切下げ、生活保護費の切下げ等々社会保障はむしろ切下げられており、今後さらに弱者切り捨ての社会保障政策が目白押しである。

消費税増税による財源は社会保障に使うという安倍総理の発言は、国民を欺く詭弁にすぎない。

消費税により日本経済が大きく後退し、デフレ経済に陥ったことはさきの増税時に経験しており、その二の舞を繰返すことは国民の生活と営業に壊滅的打撃を与えることになる。そのようなことを絶対やってはならない。

日本の税制は長年、個人所得税・源泉所得税・法人税を基幹税とし、それに対応した税務行政がとられてきた。消費税が5%に引き上げられて以降は、消費税は毎年安定的な収支を確保し、なかば基幹税となっている。その流れの中で、税務調査など税務行政も消費税に対応すべく大きく変化してきた。

消費税は、課税・非課税・不課税・免税など複雑な課税形態やその取引記録の保存義務の有無により納税額が大きく変わり、税務行政上も不公平や不当課税を招きやすい税制と言わざるを得ない。

消費税はあらゆる点で「悪税」である。私たちはこの悪税のさらなる増税を許すわけにはいかない。「2014年4月1日から消費税8%実施」の政府決定に改めて反対する。さらにその後に予定されている消費税10%への引き上げにも断固反対する。

以上

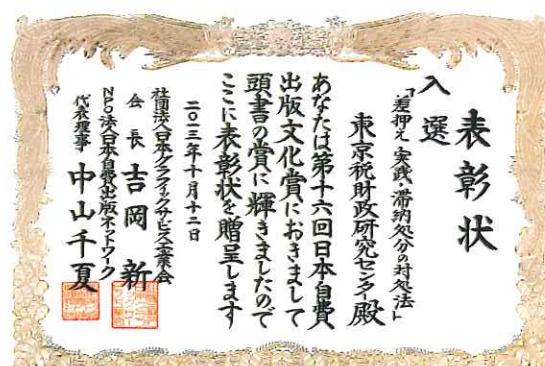


センターが渾身を込めて出版した『差押え』が日本自費出版文化賞を受賞した。この日本自費出版文化賞は、社団法人日本グラフィックコミュニケーションズ工業会が主催するもので、その趣旨は「一般書籍と並んで出版文化の重要な位置を占め、これらの中には貴重なものが多くあるが、著者の労苦が報われることは極めて少ないので現状である。『日本自費出版文化賞』は自費出版に光を当て、著者の功績を讃え、かつ自費出版の再評価・活性化を促進するもの」として創られた。

主 催 社団法人日本グラフィックコミュニケーションズ工業会

主 管 NPO 法人日本自費出版ネットワーク
(代表 中山千夏)

後 援 朝日新聞、(株)小学館、(株)日本図書館協会、外5団体。



選考委員長 色川大吉 (歴史学者)

選考委員 鎌田慧 (ルポライター)、中山千夏 (俳優・作家)、秋林哲也 (編集者)、佐藤和夫 (千葉大教授)、藤野健一 (編集者)、小池一子 (クリエイティブ・ディレクター)

表彰式は10月12日、市ヶ谷のアルカディアで行われた。中山千夏氏は挨拶の中で、「授賞式は今回で16回目となるが、第1回目からの応募作品は14,000点に及んでいる。出品作品は年々レベルが上がっており選考が大変だ。私自身も4回直木賞にノミネートされたが受賞できなかった。受賞するということは大変なことです」と話された。

実際、受賞した作品は、さまざまな分野に及び、質の高い素晴らしい本ばかりであった。受賞者のスピーチもあったが、多士済々で、文化大革命を経験した中国人、古錢マニア、(次ページへ)

(前頁から) 元高校の歴史教師、父親からDVを受け自殺未遂から立ち上がった人など、興味津々の話ばかりであった。

「不当な税金徴収の実態を暴く」と 642点の中から入選

『差押え』の入選紹介では「消費税など今後の増税で困難を増す日本経済。そんな中、元国税徴収官で、現在は現役の税理士である著者たちが、

新入会員紹介

※会員

- ◎山口潤一郎
住所 〒273-0039 船橋市印内3-20-10
TEL/047-433-5832 FAX/047-433-5832
事務所 福田悦雄税理士事務所
〒105-0001 港区虎ノ門1-12-1
TEL/03-3508-0104 FAX/03-3508-0140
- ◎吉田 勇悟
住所 〒292-0055 木更津市朝日1-1-44
TEL/0438-22-2767 FAX/0438-23-4662
事務所 税理士法人・吉田会計
〒292-0067 木更津市中央1-15-30
TEL/0438-23-0203 FAX/0438-23-0203
- ◎藤平 和良
住所 〒135-0061 江東区豊洲2-5-1-3013
TEL/03-3531-7274
事務所 津田沼合同事務所
〒274-0825 船橋市前原西2-14-1-903
TEL/047-473-8170 FAX/274-409-8149

不当な税金徴収の実態を暴き、その対処法を実例で紹介。安い差押えにより、中小企業の経営者たちは自殺まで追い込まれる中、闘う税理士として注目されている」と評価された。これは大いなる名誉であり、励みでもある。「税金を払いたくても払えず苦しんでいる納税者を救いたい」という発刊への強い思いが、選考委員に伝わったものと思う。642点のうち73点が2次選考を通過、入選した。

販売順調4,200冊、 東京税理士会では100冊近く

今回の受賞を積極的に受け止め、「納税」で苦しんでいる人たちを支援していくために、『差押え』をさらに普及していきたいので、会員諸兄姉の支援を願うものである。
(石井裕二)



(福井県芦原温泉北潟湖)

そこで、今回の学会の報告で、特に感銘を受けたのは、島根大学の関耕平、桜美林大学の三好ゆう兩先生の、「TPP参加による地域格差の拡大と税財政の課題」です。農産物の品目別の積み上げによる、各県ごとの生産高の減少と所得の減少試算であった。農水省の試算は、農林水産業のマイナスは三兆円(年間生産額十一兆円)、ただし、「輸出産業生産増+安価な輸入品流入」を差引、日本経済全体は三兆円プラスになるとし、TPP参加交渉の理由にしているが、この評価は大甘であることが改めて認識できた。今回の試算では、全国平均で生産額は二六・一%、所得で一三・八%減少する。生産額が三〇%以上減少は九県、所得が二〇%以上減少は九県もある。また、この試算に現れない輪作、畜産、耕畜連携、加工・運送業等の関連産業への影響、税収減・所得保障財源、地方自治体の財政負担増加の影響は計り知れない。TPP参加反対の小生もまさに目から鱗が落ちる思いであった。

(K・M)

ザ・コラム

去る十一月二、三日、京都の同志社大学において、日本租税理論学会(五回大会)が開催され、当センターからも小学生も含め四人が「国税通則改正と税務行政の課題」をテーマに、一般報告の機会を得ることが出来た。税務の実務家と自負しているても、学会での発表は難しく緊張する。思い込みや単なる聴聞の羅列では通用せず、論理のもとになる出典の明示が前提になる。その意味で日常的に行っている主張や論理がいかに曖昧か痛感させられた。